



基安安発 0415 第 1 号

平成 26 年 4 月 15 日

各都道府県労働局

労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育に関し
留意すべき事項について

標記については、平成 26 年 4 月 15 日付基安安発 0415 第 4 号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について」（以下「通達」という。）により、通達されたところであるが、通達の別添の 4 の（1）のなお書きの運用にあたっては、下記を参考とされたい。

記

- 1 国立大学法人長岡技術科学大学等による「システム安全エンジニア」の資格を有する者（平成 26 年 3 月現在で実施されている教育カリキュラムに基づく試験で合格した者に限る。）は、「設計技術者」及び「生産技術管理者」の全ての教育カリキュラムについて、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。
- 2 一般社団法人日本電気制御機器工業会等が実施している「セーフティリードアセッサ」又は「セーフティアセッサ」資格を有する者（平成 26 年 3 月現在で実施されている教育カリキュラムと同等の教育を受けた者に限る。）は、「設計技術者」及び「生産技術管理者」の教育カリキュラムのうち、当該資格の試験・講習範囲となっている科目について、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。
- 3 一般社団法人日本電気制御機器工業会等が実施している「セーフティサブアセッサ」資格を有する者（平成 26 年 3 月現在で実施されている教育カリキュラムと同等の教育を受けた者に限る。）は、「生産技術管理者」の教育カリキュラムのうち、当該資格の試験・講習範囲となっている科目について、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。
- 4 一般社団法人日本電気制御機器工業会等が実施している「セーフティベーシックアセッサ」資格を有する者（平成 26 年 3 月現在で実施されている教育カリキュラムと同等の教育を受けた者に限る。）は、「設計技術者」又は「生産技術管理者」の教育カリ

キュラムと同等とはみなせないが、当該資格は、機械の使用者（ユーザー）の職長、作業主任者、各種安全担当者に対する機械安全教育には有効であること。

- 5 労働安全コンサルタント（試験の区分が「機械」又は「電気」）の資格を有する者は、「設計技術者」の教育カリキュラムの科目のうち「1 技術者倫理」及び「2 関係法令」について、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。

また、「生産技術管理者」の全ての教育カリキュラムについて、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。

- 6 労働安全コンサルタント（試験の区分が「化学」、「土木」又は「建築」）の資格を有する者は、「設計技術者」及び「生産技術管理者」の教育カリキュラムの科目のうち「1 技術者倫理」及び「2 関係法令」について、十分な知識を有する者とみなして差し支えないこと。